

札幌市乗合バス路線維持補助金交付要綱

(平成 21 年 11 月 24 日市長決裁)

最近改正 令和 7 年 3 月 28 日

(総則)

第 1 条 札幌市乗合バス路線維持補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、市民生活に欠かすことのできない市内バス路線の維持の必要性に鑑み、予算の範囲内において、乗合バス事業者に対し、バス路線の運行に係る費用の一部を補助することにより、札幌市及び乗合バス事業者の役割分担の下で市内バス路線の適切な維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バス路線、系統、乗合バス事業者及び維持対象系統

札幌市乗合バス路線維持対策要綱（平成 21 年 11 月 24 日市長決裁。以下「維持要綱」という。）第 2 条に規定するバス路線、系統、乗合バス事業者及び維持要綱第 3 条に規定する維持対象系統をいう。

(2) 補助対象事業

乗合バス事業者が行う、次条に規定する補助対象系統の運行事業をいう。

(3) 補助対象事業者

以下の全てに該当するものをいう。

ア 次条に規定する補助対象系統を運行する乗合バス事業者

イ 代表者、役員等に、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同

条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する者がいない者

(4) 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

(5) 経常収益

補助対象期間において、補助対象事業者が得た系統ごとの経常収益であって、別に定めるものをいう。

(6) 経常費用

補助対象期間における乗合バス事業者のバス路線運行に係る経常費用であって、別に定めるところにより各系統に配分したものをいう。

(補助対象系統)

第4条 補助金の交付対象とする系統（以下「補助対象系統」という。）は、経常収益の額が、経常費用の額に満たない維持対象系統とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象系統に係る補助金の額（以下「系統単位補助金額」という。）は、当該系統の経常費用と経常収益との差額、又は経常費用の20分の9（千円未満の額が生じる場合はこれを切り捨てたもの）に相当する額のいずれか低い方の額とする。ただし、次の各号に該当する系統単位補助金額は、当該系統の経常費用と経常収益との差額とする。

(1) 通学に利用される系統として市長が別に認める補助対象系統

(2) デマンド交通等の地域特性に応じた運行へ転換し、乗合バス事業者が主体となって運行を継続する補助対象系統

2 維持対象系統が札幌市を除く行政機関、その他の団体等（以下「他団体」という。）の制度において補助金交付の対象となり、他団体により交付される補助金相当額、経常収益及び系統単位補助金額の合計が経常費用を超える場合は、その超える額を系統単位補助金額から控除する。

3 補助対象事業者におけるすべての維持対象系統の経常収益、系統単位補助金額及び他団体により交付される補助金相当額を合計した額が、すべての維持対象系統の経常

費用の総額に満たないときは、その差額（以下「加算額」という。）を上限とした額を、別に定めるところにより、系統単位補助金額に加えて交付するものとし、加算額の算定及び交付対象は、維持対象系統のうち、当該補助対象事業者が令和 6 年度に運行を行った系統とする。ただし、次の各号に該当する系統は、令和 6 年度において運行を行ったものとみなす。

- (1) 令和 6 年度以降に、当該系統のフィーダー化、集約化もしくは運行目的に沿う範囲での経路変更等を行った系統
- (2) 他の乗合バス事業者が令和 6 年度において運行を行った維持対象系統が廃止されるにあたり、維持要綱第 5 条第 1 項による意向確認の結果、運行を継承した維持対象系統

（補助対象事業に関する計画書の提出）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、補助対象期間の属する年度の 7 月末日（当該日以降に新たに補助対象事業を実施する乗合バス事業者においては、市長が別に指示する日）までに、当該年度の補助対象事業に関する計画書その他市長が必要と認める書類（以下「計画書等」という。）を市長に提出しなければならない。

（維持計画の策定）

第 7 条 市長は、前条に規定する計画書等を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、札幌市乗合バス路線維持計画（以下「維持計画」という。）を策定するものとする。

（維持計画の決定通知）

第 8 条 市長は、前条により維持計画を策定したときは、計画書等を提出した乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

（計画書等に係る変更の通知）

第 9 条 第 6 条に規定する計画書等を提出した乗合バス事業者は、当該計画書等の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 維持計画に掲載された系統について、補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、補助対象期間の翌年度の7月末日までに、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に補助対象事業の実績等に係る書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び補助金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、これを審査し、当該申請書等の内容を適正と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、申請書を提出した補助対象事業者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による通知後、補助対象事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金額の減額)

第13条 市長は、補助対象事業者が、偽りその他の不正な手段によって補助金の交付決定を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は第11条の規定により確定した補助金の額（以下「確定補助金額」という。）を減額することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は確定補助金額を減額した場合において、当該取消し又は減額に係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補助対象事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の交付の日から納期限の日までの日数に応じ、当該返還を命じた補助金の額に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(補助金の返還)

第 1 4 条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消され、又は確定補助金額を減額された補助対象事業者は、返還を命ぜられた補助金の額に前条第 3 項に規定する加算金の額を加えた額を、指定された期限までに遅滞なく返還しなければならない。

(延滞金)

第 1 5 条 補助対象事業者は、第 1 3 条第 2 項の規定により返還を命ぜられた返還金を指定された期限までに本市に納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(関係書類の整備)

第 1 6 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施の状況及び補助対象事業に係る収支の状況が明示された帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の末日の翌日から起算して 5 年間、保存しなければならない。

(検査)

第 1 7 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して前条に規定する帳簿類の開示を求め、補助対象事業に係る検査を行うことができる。

(委任)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、まちづくり政策局都市計画担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

(遡及適用)

2 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの期間における補助対象事業についても、遡及して適用する。

(旧要綱の廃止)

3 札幌市乗合バス路線維持対策補助金交付要綱(平成19年3月30日市長決裁)は、この要綱の施行をもって廃止する。

附 則(平成23年3月25日一部改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月5日一部改正)

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則(平成26年12月19日一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月10日一部改正)

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則(令和5年4月13日一部改正)

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附 則(令和6年1月29日一部改正)

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日一部改正）

この要綱は、令和６年３月２９日から施行する。

附 則（令和７年３月２８日一部改正）

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年３月２８日から施行する。

（遡及適用）

２ この要綱は、令和６年４月１日以降における補助対象事業についても、遡及して適用する。